

第18号議案

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年2月16日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

学校教育法等の一部を改正する法律による学校教育法の一部改正を踏まえ、特定教育・保育施設等の保育料を減額する要件に、義務教育学校に在籍する子どもがいる場合に関する規定を加えるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第7項第1号中「小学校」の次に「，同法第49条の5に規定する義務教育学校の前期課程」を加える。

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。

参 照 1

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

学校教育法等の一部を改正する法律による学校教育法の一部改正を踏まえ、特定教育・保育施設等の保育料を減額する要件に、義務教育学校に在籍する子どもがいる場合に関する規定を加えるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を減額する要件に、生計を一にする世帯において、支給認定子ども及び義務教育学校の前期課程の第1学年から第3学年までに在籍する子どもがいる場合を加えることとする。

(別表第1関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

参 照 2

学校教育法抜粋（平成28年4月1日施行）

第49条の5 義務教育学校の課程は、これを前期6年の前期課程及び後期3年の後期課程に区分する。